

令和5年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：令和5年7月21日（金）午前10時から午前10時46分まで
- ・場 所：向日市役所本館2階 第6会議室
- ・出席者：（委員）大田直史会長、酒井由紀委員、清水陽一委員、
野田崇委員、玄政和委員
（説明員・事務局）水上総務部長、藤野情報政策課長、
井上同課係長、小林同課主任
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：会長選出
会長職務代理選出
報告事項1 向日市個人情報保護審議会について
報告事項2 「【仮称】向日市保有個人情報の安全管理のための
措置に関する取扱規程」を制定することについて
- ・配布資料：資料1 報告事項1_向日市個人情報保護審議会について
資料2 報告事項2_「【仮称】向日市保有個人情報の安全管理措
置に関する取扱規程」を制定することについて
資料3 個人情報の保護に関する法律(抄)
資料4 向日市個人情報の保護に関する法律施行条例
資料5 向日市個人情報の保護に関する法律施行細則
資料6 向日市個人情報保護審議会条例
資料7 向日市個人情報保護審議会規則
資料8 向日市議会の個人情報の保護に関する条例
資料9 向日市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程
別紙1 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措
置に関する指針

事務局	<p><開会> <総務部長 挨拶 省略> <委員及び事務局職員の紹介 省略> <委員出席状況の報告（5名・定足数を満たし、会議が成立）> <会長の選出：大田委員が会長に選出された。> <会長 挨拶 省略> <会長職務代理の選出：会長の指名により野田委員を選出></p>
会 長	会議に入ります前に、傍聴の申し込みはありますでしょうか。
事務局	本日傍聴の申し込みはございません。

会 長	<p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は報告事項のみ、2件です。</p> <p>報告事項の1点目、向日市個人情報保護審議会について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項の1点目、「向日市個人情報保護審議会について」事務局から報告いたします。</p> <p>はじめに「本市の個人情報保護に係る例規整備」についてご報告いたします。</p> <p>なお、新たに整備した例規は、配布しております資料4番から9番です。</p> <p>今般、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、これまで独自に個人情報保護条例で制度を運用していた全ての地方公共団体の機関が、令和5年4月1日から法の直接適用を受けることとなりました。</p> <p>この令和3年改正法については、後ほど、報告事項の2点目でもご説明いたします。</p> <p>これに伴い、本市では「向日市個人情報保護条例」を廃止し、新たに、法の施行に必要となる事項を定める「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、引き続き市民の権利利益の保護の推進を図る体制を整えたところでございます。</p> <p>個人情報保護審議会につきましては、これまでは、「向日市個人情報保護条例」の中で規定しておりましたが、廃止に伴い、新たに「向日市個人情報保護審議会条例」を制定いたしました。</p> <p>また、「議会」につきましては、国会や裁判所と同様に自立的な対応が期待されるため、法の適用外となったことから、新たに「向日市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定いたしました。</p> <p>この条例の内容につきましては、執行部側と差異が生じないものとしております。</p> <p>続きまして、「審議会の設置」についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は、令和5年4月1日に施行しました「向日市個人情報保護審議会条例」において、市長の附属機関として設置するものです。</p> <p>続きまして、実施機関における「審議会への諮問」についてご報告いたします。</p> <p>昨年度までは、旧条例のもと、本市独自で諮問事項を定めておりましたが、法の直接適用を受け、本年4月以降は、審議会への諮問</p>

に関する規定内容を大きく変更いたしました。

昨年度までの諮問事項につきましては、後半に「参考」としてご紹介いたします。

それでは、新たな諮問に関する規程についてご説明いたします。

法第 129 条において、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる」と定めております。

これに基づき、本市では、「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」第 13 条で「審議会への諮問」について決めました。その内容は、

- ① この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ② 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ③ 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

以上、3 つに該当する場合において、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、本審議会に諮問することができる」と規定しております。

なお、法施行条例の「実施機関」には、「議会」は含まれておりません。

続きまして、議会における「審議会への諮問」についてご報告いたします。

議会は、先ほどもご説明したとおり、法の適用外となるため、独自に「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しております。

その中で、「審議会への諮問」について定めており、第 50 条で、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、本審議会に諮問することができる」と規定しております。

続きまして、「審議会の所掌事務」についてご説明いたします。

所掌事務につきましては、審議会条例第 3 条に規定しております。

なお、審議会条例の「実施機関」には、議会も含まれます。

先ほどご説明したとおり、

「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例第 13 条の規定による諮問に応じ調査審議すること」

「向日市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること」

に加えて、議会を含む本市の全ての実施機関に対して、「個人情報保護制度の運用に関する事項について、意見を述べることができる」としております。

続きまして、「審議会の組織と委員」についてご説明いたします。

組織と委員につきまして、審議会条例第4条に規定しております、

「審議会は、委員5人以内をもって組織する」

「委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する」

「委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」

「委員は、再任されることができる」

「委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする」

「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」

としております。

続きまして、「審議会の運営」についてご説明いたします。

運営につきまして、審議会規則第2条から4条に規定しております、

「審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める」

「会長は、会務を総理し、審議会を代表する」

「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」

「審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる」

「審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」

「審議会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」

「会長は、会議を欠席する委員があるときは、あらかじめ当該委員の意見を聴取し、会議でこれを報告するものとする」

「審議会の庶務は、市長の事務部局において処理する」
としております。

続きまして、参考の1つ目として、「旧個人情報保護条例における本審議会への諮問事項」についてご説明いたします。

令和5年3月末までは、旧条例に基づき、「要配慮個人情報の収集、個人情報の本人以外からの収集、目的外利用、外部提供、電子的結合」等について審議会に諮問しておりました。

なお、これらの事項については、令和5年4月1日以降、本審議会の諮問事項ではなくなりました。

これは、法の指針となる個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等において、「個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会へ諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するものである」とされ、「個人情報の取得、利用、提供、電子的結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とされたためです。

今後は、個人情報保護委員会に対して、必要な情報の提供や技術的な助言を求めることが可能となっております。

続きまして、参考の2つ目として、「旧個人情報保護条例における直近3年間の審議会への諮問案件」についてご説明いたします。

直近3年間で、3件の諮問案件がありました。

令和元年は、プレミアム付商品券関係事務における個人情報の目的外利用、本人外収集、外部提供及び本人通知の省略について諮問がありました。

これに対し、本審議会は、公益上必要であり、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとし、妥当と認める答申をしております。

令和2年は、特別定額給付金事務における個人情報の目的外利用、本人外収集及び本人通知の省略について諮問がありました。

これに対し、本審議会は、公益上必要であり、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとし、妥当と認める答申をしております。

令和3年は、住民票の写し等コンビニ交付サービスの実施に伴い、実施機関以外のものとの電子的結合について諮問がありました。

これに対し、本審議会は、必要な保護措置が講じられていると認められるとし、妥当と認める答申をしております。

なお、昨今報道されている、「マイナンバーカードを用いたコン

	<p>ビニ証明書交付サービスの誤交付」ですが、これは委託事業者が構築したシステムの不適切なプログラム処理によるものです。</p> <p>本市では、他社製品を使用しているため、影響はありません。</p> <p>最後に、本審議会の事務局となる、情報政策課について簡単にご紹介いたします。</p> <p>情報政策課は、総務部に属し、本審議会の事務局を担当させていただき、「情報管理係」と、情報システム関連事務を担当する「情報システム係」で組織しております。</p> <p>情報管理係では、個人情報保護制度に関するもののほか、情報公開、特定個人情報保護、マイナンバー制度に関する事務を担当しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>例えば、業務委託しているところ、向日市の地域包括支援センターは、向日市の個人情報保護の範囲に入るのですか。</p>
事務局	<p>情報の管理主体は、市の場合ですと市に持ったまま、市の一部の業務を委託するということですので、市は、法に基づいてしますし、個人情報そのものは、市が保有する個人情報を委託するという形になります。</p> <p>委託先の事業者等は、法に基づいて事業者として法の取り扱いを守っていただくということになるかと思えます。</p> <p>市は委託するにあたり受託業者にお願いすべきことが定められておりますので、そちらを必ずお伝えするようにしています。</p>
会 長	<p>報告事項の2点目、「【仮称】向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」を制定することについて、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の2点目、「【仮称】向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」を制定することについて、情報政策課からご報告させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>令和5年4月1日に施行された、個人情報保護法により、行政機関等においては、保有個人情報の安全管理措置が求められております。</p> <p>そのため、本市では、保有個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものとして、安全管理措置に関する取扱規程の制定</p>

を検討しております。

本日は、当該規程を制定することについて、ご報告いたします。

なお、本日は報告事項とさせていただきます、この後、案を作成して、下期に、改めて本審議会におきまして、規程案の内容、中身について諮問をさせていただきたいと考えております。

それでは、はじめに、令和5年4月1日から、地方公共団体においても適用されることとなった「個人情報保護法」について、簡単にご説明します。

なお、法の内容は、資料3でお配りしております。

「個人情報保護法」は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の「有用性」に配慮しつつ、プライバシーを含む、個人の権利利益を保護することを目的とする法律で、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として、基本理念、基本方針の策定、国及び地方公共団体の責務などを定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として、民間部門及び公的部門における、必要最小限の規律を定めています。

また、個人情報保護委員会の設置根拠や、民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定めています。

続きまして、法の構成は次のとおりです。

地方公共団体の機関は、原則として第5章「行政機関等の義務等」の規律が適用されることから、本市職員は、主に第5章の各規定にしたがって、個人情報を取り扱う必要があります。

続きまして、令和5年4月1日から、全ての地方公共団体に適用されることとなった「個人情報保護法」の令和3年改正についてご説明いたします。

令和3年、「デジタル社会形成整備法」に基づく「個人情報保護法」の改正が公布されました。

これにより、これまでは民間事業者のみに適用されていた「個人情報保護法」と「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」が統合され、地方公共団体についても、統合後の「個人情報保護法」が適用されることとなり、その所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

続きまして、このたび、「保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」の制定を検討するにあたり、「個人情報保護法」において、その根拠となる、「行政機関等が守るべき「管理」に関する規律」について、ご説明します。

個人情報保護法第 66 条第 1 項において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

また、第 68 条において、「行政機関の長等は、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。」「その場合、行政機関の長等は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。」と規定されています。

続きまして、「ガイドライン」と「事務対応ガイド」、これは、個人情報保護法の具体的な指針として、また、法の統一的な運用を確保するため、いずれも個人情報保護委員会が作成・公表しているものであります。

ガイドラインでは、求められる安全管理措置の内容について、「保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、本人が被る、権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な内容としなければならない。サイバーセキュリティも適正な水準を確保する必要がある。」と記載されています。

また、事務対応ガイドには、必要な措置として、「組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置と外部環境の把握（これは例えば、サーバが外国に所在していないか、などです）」が示されており、加えて、サイバーセキュリティ対策との連携、委託先の監督について、記載されています。

さらに、具体的な安全管理措置については、事務対応ガイドに「別添」として、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が示されており、この「指針」に基づき実施することが求められています。

続きまして、この「指針」に挙げられている内容です。

なお、指針の詳細は、お配りしている「別紙 1」のとおりです。

指針で示されている、「管理体制」「教育研修」「職員の責務」「保有個人情報の取扱い」「情報システムにおける安全の確保」「情報システム室の安全管理」「保有個人情報の提供」「個人情報の取扱いの委託」「サイバーセキュリティの確保」「安全管理上の問題への対応」「監査及び点検の実施」これら指針の内容に沿って、本市では、「保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」を制定したいと考えております。

	<p>続きまして、本審議会への諮問についてご説明いたします。</p> <p>最初にご説明したとおり、本日は、「保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」を制定することについて「ご報告」させていただき、この後、規程案を作成いたします。</p> <p>この規程は、本市における保有個人情報の適正な取扱いに関し、基準となる事項を定めようとするものです。</p> <p>そのため、法施行条例第13条第1項第2号の「法第66条第1項の規定に基づき講ずる、措置の基準を定めようとする場合」に該当するものとして、規程の内容についてご審議いただきたいと思いますことから、下期に、本審議会に諮問する予定です。</p> <p>最後に、本市における個人情報に関する安全管理措置の体系イメージについてご説明いたします。</p> <p>本市では、マイナンバー及び特定個人情報の取扱いに関しては、既に、番号法、政令、個人情報保護委員会が作成・公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」などに基づき、必要な安全管理措置を整備しております。</p> <p>また、情報セキュリティ対策に関しては、サイバーセキュリティ基本法や、総務省が作成・公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」などに基づき、既に「向日市情報セキュリティポリシー」を定めております。</p> <p>このたび、本市における、保有個人情報の適正な取扱いに関し、安全管理措置の基準を定めるものとして、「向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」の制定を検討しております。</p> <p>また、この基準となる規程を制定した後、マニュアルや監査要領など、その他必要な整備を進めていく予定です。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>法改正で統一的な運用をすることとなったと思いますが、それまでは条例で、向日市独自にルールを定めておられたと思うのですが、その当時に安全管理措置に関する規程というのは、類するものがあつたのか、本当に今回新しく制定に伴って、一から新しく作る形になるのか、どちらでしょうか。</p>
事務局	<p>特に取り扱いの規程というものを定めているものはありませんので、それぞれがセキュリティポリシー等に応じて適切に取り扱っ</p>

	<p>てきたところですが、今回このように制定する必要が明らかにされましたので、進めて参りたいと思っております。</p>
会 長	<p>規程というふうになってはいますが、これは、市長の規則という形で定めることを予定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>規程（訓令）を定める予定としております。</p>
会 長	<p>従来あったガイドラインとかは、要綱的なものでしたか。</p>
事務局	<p>セキュリティポリシーは規則に準ずるものということになっております。</p>
委 員	<p>大量に情報漏えいするとすると、サイバー攻撃だと思いますが、対策というと、ソフト的な面と、機械的な面とあると思うのですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>サイバー攻撃、主にインターネット上からの攻撃を想定されているかと思うのですが、我々が使っているマシンは、インターネットからは直接アクセスできない、切り離された空間で使っております、LGWAN と言われる層になっております。</p> <p>さらにこの上に、個人情報、本当の住民基本台帳とか、マイナンバーを取り扱う基幹層がございます。</p> <p>三層分離と言いまして、そのような層の使い分けをしております。</p> <p>我々の機械は、LGWAN 層で、直接インターネットは見にいけませんので、そことの間の部分につきましては、セキュリティクラウドという国が定めた基準によって、都道府県単位で、それぞれまとめた対策を施すようになっております。</p>
委 員	<p>マイナンバーのシステムと自治体の住民基本台帳は切り離されていると考えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>まず、一番下にありますが、インターネットと接しているインターネット層です。</p> <p>その上にある層が、こちらの LGWAN 層と言われるものです。</p> <p>その上にある層が、番号層と言われるもので、住民基本台帳や、マイナンバーを取り扱う層となっております。</p> <p>つまり、住民基本台帳とマイナンバーは同じ層にあります。</p> <p>番号層は厳重に管理しております、普通には全くアクセスできないような状態にしていますし、あるいは職員がそれぞれ担当で業務を行う場合にも、生体認証などを行っております。</p>
委 員	<p>住民基本台帳のデータは、基本的には住民票のデータと考えていいですか。</p>

事務局	そうですね、住民票を打ち出すようなものです。
会 長	今年度中に規程を策定する予定ですか。
事務局	その予定としております。
会 長	だいたいいつ頃に案は出てくるのでしょうか。
事務局	下期ですので、年内に諮問をさせていただく予定でおります。
委 員	こういう規程は、他の自治体と横並びというか、ある基準で一緒にするとかは、やはり考慮して定められるのですか。
事務局	はい。そちらの方も、やはりガイドラインですとか、事務対応ガイドですとか、そういったものが発出されておりますので、そちらに応じて、各市町村が、例えば建物などはそれぞれ違いますので、地域性とか建物とかに応じた部分はございますが、それぞれがガイドライン、対応ガイド等の基準に準じて制定するものと思っております。
会 長	<p>それでは、その他特にご質問ないようでしたら、取扱規程の制定についてのご質問はこれで打ち切らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、以上で予定をしていました本日の議事はすべて終了となります。</p> <p>その他、協議しておくべきことや、確認しておきたいことはございますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>

令和5年度第1回向日市個人情報保護審議会

日時 令和5年7月21日（金）

午前10時から

場所 向日市役所 本館2階 第6会議室

次 第

1 開 会

2 会 長 選 出

3 会長職務代理選出

4 報 告 事 項

(1) 向日市個人情報保護審議会について

(2) 「【仮称】向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程」を
制定することについて

5 閉 会